

マイナ保険証の利用登録はお済みですか？

現行の健康保険証は 令和7年12月2日より 使えなくなります

令和7年12月2日以降もスムーズに医療機関を受診できるよう、マイナ保険証の登録がお済みでない方は、早めに登録をしましょう。

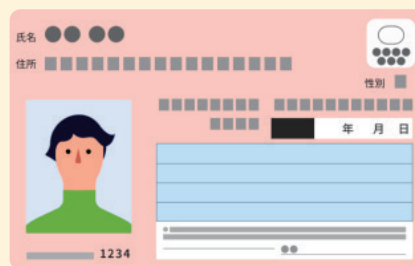
※マイナ保険証とは、保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには
事前に利用登録が必要です！

【スマートフォンで】

準備するもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



↑マイナンバーカードのイメージ

4つのステップ

- ① アプリ「マイナポータル」をインストール
- ② マイナンバーカードを読み取る
- ③ 「健康保険証」をタップする
- ④ 「マイナンバーカードを健康保険証として利用する」にチェックする

【医療機関で】



医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから登録することができます。

【セブン銀行ATMで】

マイナンバーカードを持参し、ATM画面にて「マイナンバーカードでの手続き」から登録することができます。



詳しくは厚生労働省のページをご確認ください→



資格確認書をお送りしています

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証（水色のカード）は使用できなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書（※1）が必要です。**

8月上旬にお送りしました「資格確認書送付予定対象者一覧表」（※2）に記載のある、被保険者様のご自宅へ資格確認書を送付していますのでお知らせいたします。

※1 資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書（カード）です。**宛所不明等の理由によって不着となった場合は、事業所へ再度送付いたします**ので、速やかな配付のご協力をお願いいたします。

※2 対象者がいない事業所には、一覧表を送っておりません。



資格確認書イメージ

【お問い合わせ先】 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル 0570-015-369

現行の健康保険証の取り扱いについて



Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、**令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。**

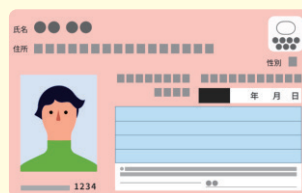
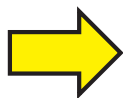
なお、**令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。**
(任意継続のご加入者が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と合わせて当協会にご返却ください。)



12月2日～
完全移行



↑ 現行の健康保険証イメージ



↑ マイナンバーカードのイメージ



↑ 資格確認書イメージ

